

横浜市立大学創立 100 周年事業実行委員会規程

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 63 号
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 22 号

(目的及び設置)

第 1 条 2028 年の横浜市立大学創立 100 周年に向けて、大学周年事業の企画等を検討するとともに、円滑な実施及び運営を図るため、「横浜市立大学創立 100 周年事業実行委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(役割)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 創立 100 周年事業の企画立案及び調整、事業全体の進捗管理に関する事項。
- (2) 創立 100 周年事業の実施及び運営に関する事項。
- (3) その他、創立 100 周年事業に必要な事項に関する事項。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長、副学長（理事である者に限る。）、国際教養学部長、国際商学部長、理学部長、データサイエンス学部長、国際総合科学部長、医学部医学科長、看護学科長、附属病院長及び附属市民総合医療センター病院長
- (2) 事務局長、学長室長、グローバル推進室長、総務部長、総務部担当部長、総務部経営戦略担当部長、学務・教務部長、研究推進部長、医学・病院統括部長及び附属市民総合医療センター管理部長
- (3) その他、学長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、副学長をもって充てる。
- 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、年に 6 回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催し、又は休会することができる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係者に委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(企画総括チーム)

第 6 条 委員会は、第 2 条に掲げる事項を支援するため、「企画総括チーム（以下「チーム」という。）」を設置することができる。

- 2 チームの構成は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部長が推薦する教員
- (2) グローバル推進室担当課長、企画財務課長、企画財務課 100 周年担当課長、企画財務課プロモーション担当課長、教育推進課長、学生支援課長、学術情報課

長、研究・产学連携推進課長、医学・病院企画課長、医学教育推進課長、附属市民総合医療センター経営企画課長

(3) その他チームが必要と認める者

3 チームの主担当は委員長が指名する副学長をもって充て、副担当は事務局長をもって充てる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項を円滑に実施するため、部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則（平成31年規程第63号）

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(効力の失効)

この規程は、委員会が第2条に掲げる事項を終了した日に限り、その効力を失う。

附 則（令和3年規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第27号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第22号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。